

百九世帯でございましたが、来庁等により交付したものが、五月末までに五百九十八通ありました。最終的に残りましたのが五百十一通でございます。先ほども、市長さんからちょっと申し上げましたが、この五百十一通につきましては、六月初旬に簡易書留により被保険者あてに送付しております。

以上が国民健康保険の保険証の交付状況でございます。

○十三番（遠藤洋一君） 再質問します。

まず最初に、横田基地の問題のクラーク基地からの移駐ということです。実はこれに關しましては、本年の三月の一般質問でも同趣旨の質問をしているんです。そのときの答弁からいいますと、ほとんど数は変わってないというふうに思っております。つまり、三月の一般質問のときの答弁は軍人が約二百四十で、家族が八十で三百二十なんだということだったんです。それからいいますと、数が多少細かい数が出てきてまして二百四十四の八十五というような数になっていますけれども、では、三月から六月までにほとんど変化がなかったというふうに考えてよろしいわけですね。そうしますと、全体に発表になりましたときには、本年九月の末ぐらいまでには全部移駐するんだという形ですから、その後、では具体的にどこに移駐がどんな進むのかということ、ちょっと伺っておきたいんです。それに従いまして、市内の居住状況との関連もあるわけでして、このことでなぜ問題になっているか、あるいは問題にしているかといいますと、現実には、基地の中が満杯になっているわけで、どんな外に出て住んでいる現状があるわけです。このことは再三、指摘をしましたけれども、前市長さんの任期時代にも、基地の司令官の方から、まあ六百戸ほど家が足らなくなるかもしれないから、何とかならないかという話が出たということは議事録に載っている話なんですけれども、こうした形で、市内にどんな軍人・軍族が住まざるを得ない。そのことによるトラブルや問題や、あるいは再三、指摘しますとおりごみの処理の問題、その他、実際に市のお金のかかっていく、予算にかかわるようなことまで含めて起こってくるということから、こういったことを指摘しているわけですけれども、実際に、これからどのような形で移駐するかということについて、全く聞いてないということでしたら仕方がありませんけれども、今後どのような形になるのかということをお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、C9の部隊が、まだ来ていないということです。現実には、基地をちょっと見てれば気がつくと思いますが、C9の飛行機そのものはずっと横田にいますので、このことに関しましては、かつて四年は

ど前にクラーク基地の滑走路補修のときにも、部隊といわずに飛行機だけが来ていることがありましたから、現実には、そこに必要な部隊や家族ということはまだだと思わなければならない。アメリカの予算で国防予算の中のヒヤリングの段階での予算要求ですから、その後どうなったかわからないということ、実際にこれにつきましても、わかり次第、ぜひ報告を願いたいというふうに思っています。というわけで、一番目につきましては、前回とほとんど変わらない数の中で、今後九月までに移駐が完了するに当たっては、どのような形で通告されているのか、あるいは話を聞いているかということをお伺いします。

それからもう一つは、チームスピリット89のことです。実際には、その中止要請はできないけれども、安全に万全を尽くしてくださいという形で、基地の方に要望したんだということです。それで、今、新聞などにも出始めているけれども、バセックスという大きな演習が、また始まるというふうになっているんです。これにつきましては、シナリオその他がまだそんなに詳しくは発表になっていませんけれども、本年の四月の二十四日付の読売新聞とか、あるいはその他の新聞などにもそろそろ報道がなされていて、大変に大きな太平洋演習を日米共同でやるんだということなんです。かつて、フリーテックスという演習がありました。これは一九八三年に行われたんですが、このときも北西太平洋、アリュシャンで、非常に大きなアメリカ軍の演習があったんです。その間にも、リムパックといってアメリカの海軍と、それから日本の自衛隊、海上自衛隊と一緒にやる訓練がずっと行われてきたんです。そのときにも横田からの飛来の問題あるいは横田からの飛行機の離着の問題というのはあったんですけれども、今回の問題は国の問題なんです。集団自衛権の論議が巻き起こるような形の、非常に大きな演習です。その意味からいいますと、全体には太平洋でアメリカ軍が大きな演習をする。それから言えば、韓国も入った史上初の日米韓の合同演習になって、集団自衛権の行使の問題であるとか、核戦争の演習の問題であるとか、あるいは、その軍事の一体化の問題であるとかと、各種の問題がそれなりに起こってくるわけですけれども、同時にフリーテックスの場合と非常に似たシチュエーションに置かれている演習なものですから、横田基地が、例えばE3Aというような偵察機ですね、早期警戒機の中心になるといえることは、ほぼ間違いないだろうと。あるいは太平洋上に展開する部隊の補給その他で、横田基地が非常に重要な役割を担うということが、ほぼ間違いないのではないかと予測が立っているんです。こうした非常に危

陰な演習なわけでした。先ほども申し上げましたとおり、世界全体の軍縮、デタントの中で、アメリカと日本だけがこういった形で太平洋上で突出をしていくというのは非常に危険だ。そういった認識と同時に、基地を抱えている自治体としては、基地そのものがそのことで大変に使われることになって離着陸もふえるのではないかということについて心配があるわけですが、こうしたバセックス演習などに対して、市長さんのお考えを伺っておきたいと思っております。

実際には九月一日から始まるんです。九月一日からアメリカ軍は開始をしまして、十月一日から日本の自衛隊も参加をする形で総合演習になっていくんです。全体としては十月三十日まで続くという、非常に大きな演習なんですけれども、そこで、横田のかかわりが出るならば、そうした危険な演習やあるいは危険をまき散らすような、横田やあるいは福生市にまき散らすような演習はぜひやめてほしいというように要請、要望をぜひしていただきたいと思いますが、これについて市長さんは、どのようにお考えかをさらに伺っていきたく思っています。

それからE2Cのことなんですけれども、実際、市長さんのおっしゃるように、連日、中止要請を十三回もしたけれども、ちっとも中止をしてくれないと。非常に遺憾であるということだと思えます。全くそのとおりだと思うんです。それで、申し入れの効果というものはどのようにあるかということ伺っていきたくんです。全く効果がないもんだったならば、言ってもむだみたいなんですから、しかし、姿勢としては非常に重要で、なおかつ四市二町ばかりではなくて、日野市までも現実には被害の中に入っていて、それについて抗議をしていくんだというようなことがあると思うんです。大きな流れとしては、周辺の市町村がこぞって、こうした訓練はやめてほしいんだということを書いていくことは、非常に米軍に対する圧力にもなると思ってるんですけれども、しかし、現実に例えば五月十日などはいいい例でして、五月十日に中止要請をすると、その夜にもうやってるわけです。これは腹が立つやうな情けないような話なんですけれども、こうしたことに対して自治体何らかの手を打つようなことをお考えでしょうかということがあるんです。

例えば、言ってみれば、基地に協力的であるから、こういう要請が来ても何とかなるだろうと思ってるのかもしれないんですけれども、そんなに基地に対する協力はできないんだと、こういうような演習、市民に迷惑になるような演習。しかも日米安保条約の中では航空法の適用がないんです。そんなものですから、多分その最低——飛んではい

けない低空飛行の限界も超えた形で飛んでいると思います。この間のコースはお気づきだと思いますけれども、ほぼ熊川駅の上空から基地の中のアメリカンスクールの上あたりを通過して入ってくるというコースなんですけれども、実際に百五十メートルとか二百メートルという高さを飛ぶんです。航空法からいえば、そんな低く飛んではいけないという法律があるんですけども、安保条約の関係で、それが適用されないとなれば、ひたすら迷惑を受けるわけです。そうしたことに對する具体的なペナルティー、その他についてはどのようにお考えかと、課すべきではないかと。あるいは、例えば、僕のこの間の主張からいえば、市内に居住をして、市民税も払わず、住民税も払わずにいるわけですから、それからいえば、ごみの収集などはとんでもない話でして、市の税金を課せないようなことであって、こういう要請を聞かないんだしたら、現実に市内居住に関しては、その一切の特典はないぞというような形で含めて、強い申し入れみたいなのはできないものかということも含めて、ペナルティーというようなことは考えているのかということをお伺いしておきたいと思っています。

それから、現実に、先ほど全体の日数は十五日、時間についてはこれこれであるという指摘いただきましたが、実際には九十一ホーンという、多分これ屋上で測定したんだと思うんですが、僕、市役所の屋上で測定して九十一ホーンというのは相当なものです。実際に九十ホーンを超すと、例えば、今はすっかり車両がかわってよくなりましたけれども、古い時代の地下鉄銀座線ですね、あの中と同じぐらいというんです。だから、一メートル半ぐらいとか二メートル離れば、ろくに話もできないというぐらいの騒音になるわけです。地下鉄は乗っている間中は騒音ですけれども、飛行機は行っちゃえば静かになるんで、何でもないということかもしれませんけれども、実際、それだけの騒音が、やっぱりまき散らされているということは、もう一つの問題、つまり、非常に低空を飛ぶことによって、危険が非常に高いということの二つ合わせても、やはり、非常に厳しい態度で臨むべきだと思いますけれども、そこについて、やはり伺っておきたいと思っています。

それから、もう一つのタイコンデロガの問題でして、タイコンデロガの問題に関しては、さっき指摘をしましたとおり、実際にベトナム戦争の最中で、ヤンキーステーションと呼ばれている南ベトナムの海岸から少し離れたところ、航空母艦が何隻かたまっていて、そこから南爆・北爆を続けたわけです。そのときに、水爆を実際上運用しようとしたということは大変に恐ろしいことだと思いますし、現実にそれが使用されなかったことは、大変幸いです。

思っていますけれども、日本への持ち込みの問題、先ほど、市長がおっしゃいましたとおり、二日後には横須賀に入っているということなんです。そういったことからいいましても、非常に素早い対応が必要だと思えますけれども、福生市は、なぜ四市二町まで待ったのかということ、ちょっと伺いたいんです。

それで、昭島市とかあるいはほかの基地に非常に関係のある市町村におきましては、素早い対応をとっているわけですが、四市二町がそろわなければこの手のことの抗議はできないというふうに理解してよろしいんでしょうか。僕は、やはり問題が起きたときに、すぐに八日の日のニューズウィークが出版して、それが報道されたのが八日の夕刊には報道されました。それから、日本に実際にニューズウィークの日本版が発行になったのが、それから二日後なんです。それからいえば、非常に早いことメディアは進んだわけであって、それに対する対応というのが、非常に悪いというふうに思っています。なぜ六月一日の段階まで様子を見たかということについては、市民の皆さんに説明をすべきではないかと思えますけれども、そこはもう一回御答弁をお願いします。

それからもう一つは、こうした核の持ち込みの問題点が発生してまして、この間の沖縄の各都市、あるいは神奈川県の一県三市ですね、神奈川県と逗子市と藤沢市と横須賀市は、それぞれ外務省へ申し入れをしているわけですが、でも、そのときの最終返答というのが新聞報道もされましたし、現実の対応をしているところにも伺ったんですが、外務省としては、アメリカの返答を待っているというところが、最終の返事なんです。ここで非常に心配されますのは、実は核の持ち込みなどあるんだと。三原則でなくて二・五原則なんだというようなことが、アメリカの方から出てくるのではないかという心配をずっと自治体としてしているわけですが、大問題は、やはり、さっきちょっと壇上でも言いましたけれども、ミッドウェーの航空母艦そのものが、横須賀を母港にしているということだと思えます。こういうことに対して、今、E2Cの問題もそうですし、この間の海軍の艦載機の騒音の問題もそうなんですけれども、その問題がクリアーされれば、つまり、航空母艦ミッドウェーそのものが、アメリカに帰って来れば、少なくとも大きな問題のうち、幾つかはなくなっていくわけです。もちろん安保条約がありますし、さっき言った集団自衛権の問題その他がありますから、それは戦争に巻き込まれるとか巻き込まれないとか論議よりちょっと前に、まず差し当たって、我が市の上空をうるさく飛び回る飛行機が来ないということの条件からすれば、要するに、ミッドウェーの母港化を何とかやめてほしいという要請を、ぜひ市長さんにもしていただきたいと思います。

けれども、ここについてはどのようにお考えかということをお伺いしたいと思います。

それから、カーニバルの件です。要するに、正式の案内はなくて、行事は知らないということなんです。ただ、今年も昨年もそうですけれども、これから正式な案内が来て、市の庁舎の中にも日米親善祭といった形のポスターが張られていくと思いますけれども、これはっきりとした段階でデモ飛行、要するに曲技飛行等々のことがわかり次第、ぜひこれに関しては中止要請をしていただきたいというふうに思っています。僕はここで市長が言いましたとおり、友好親善の効果があるんだと。僕はこういう効果が具体的にあらんだということについては伺ったりしませんけれども、しかし、現実にはそういう人を殺す武器を展示しているというのが現状ですから、それがかえって親善の妨げになることだって幾らでもあると思うんです。こうした形での軍用機の展示とかあるいはデモ飛行とか、そういったことではないような形での基地との関係のつくり方はないのかということからいいますと、僕は考えるべきではないかと思えますけれども、こうしたことに関する、そのデモ飛行が行われるようであれば、そのデモ飛行の中止要請をすぐ行うようなことが、市長さんの方におありかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、指定金融機関の不祥事の問題なんですけれども、確かに四月の十四日、十五日、全協で御報告いただきました。しかし、全協の中身というのは、市民の皆さんに広く伝わるということはありませんし、それから、全協中身そのものが、図書館などに置かれて閲覧の対象になるというものではありませんから、ぜひ、その点からいいますと、市議会での本会議の中での説明というのがいただきたいと思う形で一般質問をしていったわけです。この中でこれまで事件の内容のことはともかくとして、これから先どのような形でそのチェックを行っていくかということが、やっぱり大事だと思うんです。一つはどうして、なぜこのような形が起きたか。つまり、新聞報道その他あるいは全協の中の御報告でも、例えば、貯金通帳を銀行員に預けていたということがありました。それから、残高証明が改ざんをされてたり、あるいは偽造のものであったとか出てきましたよね。それから、振替伝票、つまり、幾つもの支出を持っていることを、一たん口座に入れるときの伝票そのものの扱いの仕方とか幾つかの問題があると思うんです。それらのことを、具体的にどのような形で手直しをすることによって、こういうことが起きなくなるのか。あるいは、この中でも全協やあるいは新聞報道の中でもありましたけれども、銀行員を信頼していることがあったということがあろうと思うんです。しかし、その個人を信頼するかしないかの問題ではなくて、システムそのものあるいは銀行その

ものとの関係というのが、非常に今まで甘くなっていたがゆえに、起きたことではないかということがあるわけです。そういったことからいいますと、埼玉銀行との関係がですね、そういった形で続いてきた。そのことが、結局のところは、埼玉銀行というか指定金融機関の方からも、指定銀行を辞退したいということになってきたと思いますけれども、今後、これらの銀行との関係をどのようにつくっていくかということについても、具体的に今の通帳や伝票やあるいはチェックの問題も含めまして、もう一度伺っておきたいというふうに思っています。

それから、市長が四月十四日の段階で、「市民の皆さんに御迷惑を」と号外の話を書き上げましたね。その中で、この段階では一切損害はありませんという形で、実際にはお金も、普通の言い方をすれば戻ってきた、返ったんだということになりますけれども、利息の計算は随分後まで続きましたよね。利息に関しまして、この四月の時点では明確ではなかったわけで、その限りでは、本当に市民の皆さんに迷惑をかけた、かけなかったかどうかということは、若干疑問はあったんです。ただ、この中では、市のお金に関して収納金そのものの被害は受けていませんという書き方をしていますから、利息については、全く触れてはいないんですけれども、そうした利息の計算がぎりぎりまで来たんだということで、実際、このような形で指定金融機関との間は収束をしたんだというような形で、市民の皆さんに周知をするようなことについてお考えですか。どのような形で市民の皆さんに安心をしていただく。あるいは、今後、このような形がないためにはどうするか。今回の監査報告の中にも、非常に厳しい指摘と、それから中身が出てくるわけですが、実際に、この号外の後、こういった形で市民の皆さんにそのことを周知するかどうかということも含めて、二つ伺っておきたいと思っています。

それから、最後に国民健康保険についてですけれども、二年前の一般質問のときにも同趣旨の質問をしたんですね。そのときに、一番最後に助役さんの答弁の中で、要するに、今の部長の話でも、実際には八千七百七十八世帯更新対象があつて、窓口交付、つまり滞納をしていて、窓口でお話をしてから交付をする形になるという経過になった人が千九百人、随分いますよね。早い話が八世帯に一世帯は滞納しているんです。これはすごい高率、高い率だと思いませんか。ほかの税金ではこんなに高率ではないです。それからいえば、それだけ国民健康保険を払えないで困っている人がいるという現状も確かだと思えます。その中で来庁交付といった形で来てもらって交付をしましたよというものが五百九十八件。このときは、何らかの形で国民健康保険税を全納とはいわないまでも、一応納めた形になっている

と思うんです。これは現実に全納できた人はどれぐらいいますか。国民健康保険税というのは、非常に負担も大きいことだし、厳しい中でどうしても滞納せざるを得ないという形になっていくと思えますけれども、前回の市長さんが、まだ田村市長さんの時代に、古屋助役から、健康保険というのは、健康上に非常に問題のあることなんだと、実際に二月間交付がないわけですから、その間に緊急のことがあったらどうするんですかという質問に対しては、緊急の場合、夜間とかどうしても急病とかというときには、お医者さんは義務があるんだから診療するけれども、その後、国保の保険とか通知がある。しかし、現実にはそのときには国民健康保険税がないわけですから、国民健康保険で受けられないわけです。そうした二月間のブランクなんかのことについて、どうしようかということ、助役さんに「なるべく保険証を渡すということに考えたいという意味ですか。」というふうに質問すると、助役さんは「そういうことです。」というふうに答弁いただいているんです。ということは、理解の仕方が違うのかもしれないけれども、四月一日更新の段階で、二月間保険証を受け取らない人がないような状態にするのが、福生市のそのときの答弁だと思えます。もしも違っていたら、議事録が違っているんだと思います。助役さんサイドで「そういうことです。」と言っているわけですから。ですから、そのことからいいますと、そのところの考え方の整合性をちょっと知りたいんです。

やはり市長さんにお願いをしたいのは、例え二月間であつてもね、国民健康保険証が、現実に手に入らないということの問題というのは起きてくると思えます。その場合に、さっき市長がおっしゃったように、要するに正直に義務を果たしている人とそうではない人の問題が当然出てくるんです。ただ、僕は八世帯に一世帯も不正直とは思えないんです。随分な数でしょう。例えば、八百世帯あつて八十世帯とか六十世帯とかだったら、それはほかと重なっていたり、あるいはあえて払わないとか、そういうこと。あるいは、あんなの払うもんかと言ったり、そういうことがあるかもしれないと思えます。でもね、数からすると、実は前回のときも比率とすればこれぐらいの比率だったんです。実は、二年前も世帯数からいいますと、八千よりもちょっと多い数なんですけれども、前回も実際の数からいいますと、非常に数が出てきているわけなんです。そうしますと、必ずしも不正直であるからということだけではなくて、現実の問題が起きているんだらうと思えます。そのときに、とにかく窓口に来なさいと。来れば、出しますよということではなくて、実際のその四月の切りかえ段階で、まず保険証を配付してから、それから今の窓口の指

導ということをやってもいいわけで、お前さん、つまり、お金払ってないから保険証もらえないから、とにかくおいでよと。来たら渡しますよということでは、若干、考え方としてはまずいのではないかと思うんですけども、そこについては、もう少し伺っておきたいと思っています。

そのことの三点です。以上です。

○議長（仲村清信君） 十一時十分まで休憩いたします。

午前十一時一分 休憩

~~~~~

午前十一時十分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（石川彌八郎君） 遠藤議員さんからの再質問に対しまして、自席から答弁をさせていただきます。

まず、移駐状況についてでございますが、三月とほとんど変わっていない状況でございます。また、残りの軍人等の今後の移駐時期につきましては、伺ってはおりませんが、七月以降になるものと考えられます。それから、移駐に伴います市内居住状況の数字につきましては、掌握はしておりませんが、基地側のお話によりますと、移駐してきた者を優先的に基地内に居住させていると、このように承っております。

それから、チームスピリットを来年は中止すべきであるかどうかと、あるいはパセックスの問題でございますが、まあチームスピリットが実施され、横田での離発着がふえておりますことは、これはもちろん歓迎すべきことではございません。いつも申し上げておりますように、ただ、内容が外国同士による演習ということでありまして、国際的、軍事的なことでもありますので、目下のところ中止要請をいたす考えはございませんけれども、今後とも騒音とか安全性の面につきましては、引き続き申し入れをしたいと思います。こうした御意見がありますことを、基地にも申し伝えておるところではあります。また、パセックス太平洋演習につきましては、九月ということもあり、現時点で詳細については承知をいたしておりますので、今後、状況の推移を見つつ検討をいたしたいと、かように考えておるところであります。

それから、幾ら申し入れをしてもなかなか効果がないので、何かペナルティーかなんか考えたかどうかと、こうい

うことなんでありませうけれども、その対応といたしまして、ペナルティーという御意見も、まあ理解できないことはないんでありますけれども、この訓練が条約や協定に違反して行われているわけでもございませうし、今後における日米友好関係に及ぼす影響等も考えますときに、このことにつきましては、極めて慎重に検討を要する問題ではなからうかというふうに考えておるところであります。私といたしましては、この訓練が硫黄島で実施されるときが、横田での訓練をやめさせる最大のチャンスであると考えておりますので、直ちに効果が出るというわけには、なかなかまいりませうけれども、今後も引き続き、ともかく粘り強く中止要請を続けていくことが、最も大事なことでありうと思っておりますので、議会の御協力をいただきつつ、継続的に要請活動を進めてまいり所存でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。なお、飛行航路につきましては、掌握いたしておりますけれども、できるだけ高度を上げるよう今後も要望をしてみたいと、かように思っております。

それから、この要請行動の時期が遅いとの御指摘ですが、御意見としては、もちろん承っております。また、四市二町で行ったというわけは、これは、四市二町でやれば、インパクトが強いんじゃないかと、こういったようなことで行ったような次第でございます。

それから、横須賀基地母港化に反対すべきであるとのことでもありますけれども、これは日米安全条約及び地位協定により、日米両政府の合意のもとに横須賀港の使用が認められているわけでもございまして、私は安保条約を容認するという立場から、横田基地と同様に容認せざるを得ないものと考えざるを得ません。核持ち込みにつきましては、政府は国会におきまして、また、要請の際にも非核三原則を堅持していると答弁をされております。私といたしましては、こうした政府の答弁を信頼してまいりたいと考えておるところであります。将来にわたって、非核三原則を政府が厳正に遵守されるように、今後も強く要請をしていきたいと、かように思っております。

それから、基地カーニバルの件でございますけれども、いわゆる別の親善的なものを考えたらといったような、これは、大変貴重な御提案をいただきましたと思っております。これにつきましては前向きに検討をしていきたいと、こんなふうに思っております。基地カーニバルの是非は別といたしまして、そういったようなことにつきましては、前向きにいききたいと、かように思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

それからまた、指定金融機関問題につきましては、収入役の方から、ひとつお願いしたいと思ひます。

○収入役（内田和雄君） 指定金融機関の不祥事につきまして、自席から御答弁をさせていただきます。

今回の指定金融機関の不祥事につきましては、議員並びに市民の皆様には、大変な御迷惑をおかけ申し上げ、心から深くおわびを申し上げる次第でございます。この事件後、事務改善等をいろいろ検討いたしまして、今後このようなことがないように、今処置として何点か実施をしておりますので、御報告をさせていただきますと思ひます。

まず、一般会計の普通預金口座でございますが、今までは一口座で行っております。水道は別でございますが、これを五口座に分けて、これは会計別でございます。残高の照合が容易にわかりますようにしております。その通帳の照合でございますが、これは日計表と毎日合わせて数字を確認しております。そのように一点は改正しております。それから、預金間の振りかえでございますが、今までは、銀行内部での指示表に基づきまして処理ができたわけですが、これは改めまして、収入役の指示表に基づきまして、収入役印を押捺した伝票で取り扱うというようにしてございます。それから、残高証明等の発行でございますが、今までは窓口の方に提出を願ったわけですが、これは銀行の役員の人が、直接、私どもの方に提出していただくようにしてございます。このようなことを、今、改善して行っております。また、これからいろいろ研究いたしまして、今後二度と、このようなことが起こらないように全力を尽くしてやってまいりたいと思ひますので、よろしくお願いを申し上げます。それから、広報関係でございますが、先般、市長名におきまして号外を配布させていただきましたわけですが、市民に対します広報につきましては、現在は、再度のお知らせにつきましては考えておりませんが、ひとつその点よろしく願ひしたいと思います。以上でございます。

○助役（浅見裕康君） 国保関係の保険証の交付の関係の御質問でございますけれども、前回、前助役が、先ほど遠藤議員さんから御説明というか、御指摘をいただいたような御答弁を申し上げたようでございます。

本件につきましてですね、いろいろ非常に実態として、やはり国保財政というのは、非常に御案内のとおりいろいろな要因がございましょうけれども、非常に厳しい情勢下でございます。それだけに、我々の対応もその厳しさというのを踏まえた形で、やはり、公平というものを一応念頭に置いて、やはり的確に処理すべきであらうと、こういう判断を持っております。二カ月間の差と申しますか、保険証の交付がいくると、こういうことについては、確かに

医療行政からしても、これは問題であるということは御指摘のとおりだと思ひますけれども、一方において、先ほど申し上げたような、やはり、被保険者の皆様方の納税意識、こういったものをもう少し厳しく受けとめていただいで、そういった感覚でこの国保税の納税については御理解をちょうだいしたいというような考え方でございます。

したがって、何らかの手法を我々事務サイドで考えまして、実態として医者にかかるというような時点においての問題が確かにございますので、こういった点については、事後処理にはなりましようけれども、一応事務的に処理ができるような方法、こういったものがある程度明確にしておきたいと、こういうふうにご考えております。したがって、ある程度のこういった国保税の滞納に対します処理としては、私どもの方で判断をさせていただきます。処理をさせていただきたいと。したがって、ことしの場合ですけど、六月初旬の交付というようなことでいいかどうか。実質的にどういう方法をとれるのかというようなことも、また再度ひとつ詰めさせていただきます。一応具体的なこの対応については結論づけていきたいと、かように考えております。よろしく願ひします。

○市民部長（岩崎好亮君） ただいま五百九十八通のことにつきまして、どの程度の完納があったかと、こういうような御質問でございますが、正確な完納の数字というのはつかんでおりませんで申しわけありませんが、私の方の数字では約一五、六％で百件ぐらいの人が、そのときに完納をされていると。もちろん五百九十八通の方でございますが、その後のことで、いつ納めますとか、あした持つてくると、こういうようなことから始まりまして、その後、こういうような状況になっているので納めていただくというふうなお話にはなっておりますけれども、そこで納めていただいたというのは一五、六％、約百件ではなからうかというふうにしております。以上です。

○十三番（遠藤洋一君） 第一点目の横田基地についてのことで、実際に三月とほとんど変わらなくて、現実には、まあ七月以降になるんだろうけれども、市内居住に関しましては、その移住者、フィリピンから来た家族を優先的に、基地の中に入れるんだというふうに伺った。そうすると、やっぱりその分だけ、今現実に御存じだと思いますけれども、基地の中は相当過密ですから外にどんどん出てくるんだらうというふうに思ひますけれども、これについては、いずれにしても、細かいところがわからない。あるいは、言ってみれば、さっきの市長のこの間、一貫した見解の中では日米安保条約によって協定されていることでして、なかなかわかりにくいということからいえば、まことにわかりにくいことなんですけれども、これから続けて質問をしていきたいと思ひます。それから、二番目の

チームスピリットのことで、来年も横田での離着陸の増加というのは歓迎をしないんだと。内容が外国のことであり、国際的なことなんだと。そのとおりだと思いますけれども、実際に外国同士のことでも福生市民に迷惑をかけるということからいえばまことに理不尽きわまりないことでありまして、そのことからいいにしても、これから先もチームスピリットのような大きな演習、横田基地を使うような大きな演習には断固中止要請をしていただきたいということを、これからも要望をしていきたいと思っています。

このことはここまでにしますが、パセックスについては、具体的にシナリオその他が出てないというのは、全く事実として、新聞発表だけありまして、どういうふうにやるかということについては、非常に大きな演習だということ。それから、集団自衛権まで踏み込むような形だということだけは出てるんですけども、出てきてないんですね。現実には九月議会でも、このことについての質問を続けたいと思いますけれども、ぜひ横田基地をどのような形で使うかという情報を集めていただいて、市民にそういう意味からいえば、危険がないような形の処理、処置というのをしたいのだと思いますし、これは最初に市長がおっしゃいました、外国同士のことじゃなくて、日本が非常に大きく絡んでいるというか、自衛隊の演習なものですから、このことについて、もしもはっきりした段階では、ぜひ申し入れその他についていただきたいというふうに思います。

それから基地の五番目のカーニバルのことなんですけれども、別に親善的なものを前向きに検討、是非は別じゃないんです。ああいう武器の展示のような形は困るんだと。そうではないことを考えるというのは、まず、それがないことが前提ですから、その意味からいいますと、もう一回考えていただきたいと思いますし、どちらにしましても、これからいろんな形で発表があると思います。カーニバルがはっきりした段階では、ぜひ基地に対するきちんとした申し入れをしていただきたいと。中止要請はしないというところへ、幾らしてほしいというふうに言っても、今までの答弁の形から言いますと、のれんに腕押しみたいなものですけれども、実際のその市内の皆さんの安全ということで、申し入れはとにかくしていただきたいというふうに思います。基地に関しては、以上にしておきたいと思えます。

それから、飛びましたがE2Cの問題があります。要するに、ペナルティーということに、条約や協定に違反をしていないんだと。日米友好のこともあって慎重にしたいんだと言いますけれども、頭ごしの日米友好のこのために

市民が犠牲になるというのは、どうしても納得できないんです。市長はその騒音を我慢することも、日米親善友好だというふうに思っておられるのかということがあります。僕、そうじゃないと思うんです。日米の友好というのは、別に軍を介在した友好ではない歴史がずっと我々は持っているわけで、軍隊がそこあって、そのことの問題だから、それが親善であるというふうには考えない方がいいというふうに思うんです。福生市の場合には、不幸にしてアメリカとのつき合い、アメリカ合衆国とのつき合いというのが、一九四五年のアメリカ軍の進駐以来、非常に軍を中心に回りましたからこういうことになってしまったわけで、多分多摩でもほかの市町村と違う形だと思えます。例えば、大きなアメリカの大学が来ていて、そこで、アメリカ合衆国の人がたくさん来ていて、まちの人と交わっている、こういう形の親善ではないはずです。そういうことから言えば、その基地のことで、殊さらその条約や協定に違反しないんだから、なおかつ日米友好のことなんだからというような形で、そのペナルティーについては慎重にというのは、僕はちょっと理解できないんです。それからいえば、これまで現石川市長さんになってからだって、非常に多くの場合、特にE2Cの訓練飛行に関して裏切られているわけですから、そのくらいもっと毅然とした態度や、そういうことを示すことで、米軍との関係あるいは防衛庁との関係を、きちんとつくっていただきたいというふうに思います。その中で、高度を上げるように申し入れるということに関しては、ぜひそのことを言っていたいただきたいというふうに思います。

それから、沖縄沖に沈んだタイコンデロガの艦載機の問題でして、その四市二町でやればインパクトがあるんだと。私の疑問としては、昭島は偶然そのときに臨時議会が開かれていたとしても、非常に昭島市の対応は早い。それから、神奈川県の一県三市の対応は、非常に早いわけです。まして沖縄におきましてはもっと早いわけで、そういうことから言いますと、こういった対応は、やはり素早く行うべきであろうと。確かに四市二町、インパクトは強いかもしれないけれども、一番被害に遭う可能性があったり、あるいはもしもこういった飛行機の飛来があれば、真っ先に横田に来るわけですから、こういったことから言えば、僕は素早い対応をすべきではなかったかと思っています。現実に四市二町で六月一日に行ったということですから、そこまでということにしていきたいと思っています。

それか、それから、ミッドウェーの母港化の問題なんですけれども、市長はその母港化に関しては安保条約地位協定の中で母港化になったんだというがそうでもないんです。母港化に関しては、九年ほど前に、三カ月ぐらいの暫定使

用はどうかという形で、横須賀の使用が実は始まったんです。御承知のことと思いますけれども。それが居座ったまま今になっている。横須賀の自民党の横山市長にしてもそれは非常に不本意だということなんです。それから言えば、安保条約の容認、是非の問題ではなくて、形としては、世界にあるアメリカの七つの海軍があって、二十数隻航空母艦があるうちの、ただ一つミッドウェイだけが横須賀を母港をしているんだと。それはフィリピンよりも安全だった、それからハワイよりも近かったという理由があるでしょうけれども、そのことが現実には福生の市民に迷惑になっているわけですから、それからいいますと、そのもとを断たない限りは、E2Cの飛来がとまることはないと思うんです。これからの申し入れの場合には、必ずそのことに言及していただきたいと思います。これは御答弁要りませんけれども、今、実際の現実の問題からすれば、ミッドウェイがそこにいる限りは、横田はE2Cが来ると。E2Cで今はとまっているけれども、現実にはE2Cの訓練の日には、必ず騒音が激しいわけですし、それは、日によって、この次の議会のときに、僕、E2Cの日についてはデータをとりますけれども、多分最高の騒音になる日は、その日なんです。E2Cが来る前は前後必ず、例えば、長野県の方にも、あるいは去年は奈良県の十津川にも行ってワイヤーを切ったりしましたけれども、イントゥルーダーという攻撃機が必ず来て、まずタッチ・アンド・ゴーをしばらくやってから、E2Cが夜の場合来ます。だから、前後非常にうるさくしてから来ますね。そういうようなことがあると、今はE2Cだと、次はプラウラーだと、次はいよいよホーネットだということになれば、もう大変なわけですし、それからいいますと、今食いとめ、なおかつ母港化という問題まで踏み込んだ形で、きちんとした対応をしていただきたい。そうしなければ、このペースでいきますと、本当にジェット戦闘機が来る、夜間訓練に出来る可能性だってないわけはないだろうと思わざるを得ないんです。現実にはきのう、おとといと横田基地は夜大変うるさいわけで、中国情勢に絡んで太平洋上の部隊の展開や補給の問題でそうなったのかどうかというふうにも、ちょっと考えたりしたんですが、とにかく世界情勢が動けば、必ず動くような基地ですから、その意味からいえば、安保条約の問題、その是認するからいいんだということだけではなくて、現実には市民の生活からいけば、僕は安保より優先してもいいと思うんです。そういった姿勢で、ぜひ母港化の問題まで踏み込んだ形で申し入れをしていただきたいと、以上、要望にとどめておきたいと思っています。

それから、次に指定金融機関の問題です。

収入役の方から、四つ五つの点に関して事務上の改善だという形で、これで事務上はなくなるという可能性が非常に強いと思いますが、現実には、やっぱりあったのは、それまでのなれ合い的な指定金融機関との関係、その他ということだったわけで、そこそこに関しまして、やはり指定金融機関、まあ辞退という形で変わるわけですから、今後きちんとした形の関係をつくることで、このような事件がないというような形に、これまた要望だけしておきたいと思っています。

最後に、ちょっとこれは三回目の質問したいんですけれども、どうも助役の言っていることが、全体によくわからないんです。手法を考えると、事後処理できる方法を明確にするとか、こういうことですか。つまり、健康保険証はその間あんだのところにいかないけれども、医者に行ったら、しかるべき措置をして健康保険証を交付されたと同じ状態にしますよというふうに理解していいんですか。だったら別に、健康保険証を配付しても構わないじゃないですか。

それからもう一つ、一方においては、納税意識を厳しく受けとめ理解する方法として、つまり、税金を納めない、だから、その納税意識を高めるために健康保険証をあげませんよということですよ。それは相当おかしい論理だと思っんです。あんたは住民税を払ってないから、二カ月間住民票を出しませんよなんてことしないでしょ。住民税の滞納に対して、こういった具体的なペナルティーや不利益はないんです。住民票、とにかく住民税払って納税義務意識があなたが低いんだから、だから、その意識を高めてもらうためには、戸籍も出しません、住民票も出しません。市民としての権利みたいなことについては、一定期間の剥奪や、それから、その遠慮がありますよということじゃないでしょう。今のことだったら、要するに納税意識を高めるためには、こういったその手帳を渡さないことと納税意識がそんなに高まるとは思わないんです。むしろ、やることはもっと別のことだと思っんです。それは国民皆保険の思想にも、僕は反すると思うんです。国民の皆さんは保険を持ちなさいと。そのことで、医療を受けなさいということを行っているわけですから、そのことは、例えばこのことによって、さっき来庁交付が五百九十八件あったって部長さんの方で言いましたよね。それで、完納者は百件程度なんだということですよ。実は去年のときの、前回のときの質問のときの率もそんなに違わないですよ。三百数十通に関しては、やはり、最後に書留で出さざるを得ないということがありますから、実際に保険証を渡す、渡さないということが納税意識の高揚につながるか

どうかということについては、ちょっと知りたいんです。そのことが一つと、もう一つはやっぱり、そういうペナルティーかけることで、税をもらうんだというようなことを、なぜ健康保険だけに行うのか。つまり、それは切実だからでしょう。つまり、保険証がなければ医者にもかかれないう状態なんだから、どうしても払わなきゃいけないだというようなおどかしの仕方はよくないと思うんです。つまり、あなたには健康保険証を、とにかく交付しましたけれども、しかし、これはみんな支えているもんなんだから払ってくれというのは、普通の論理なのであって、お前は払わないんだから、支えてないんだから出さないよというのは、僕はおかしいと思います。その意味からいえば前回の助役の答弁というのは、まあ最後押し迫ったから、「そういうことです。」という答弁なんですけれども、これ中身からいえば、今のよう内容だと思っんです。でも今、今度の新しい助役から出てきた答弁はそうではないわけで、そのことについては具体的な方法としてはどういう方法なわけです。つまり、手法を考えると、事後処理できる方法を明確にすると。じゃ、一つだけ伺いますけれども、その事後処理というのはいいんですか。つまり、保険証を交付を受けない市民が医者にかかる。その請求のときに、私は今健康保険証を受けていませんから、事後的な処理を市役所にお願ひしておりますので、ここでは三割だけ払って帰りますということですか。その後そこに対する支払いをとめておいて、その後、つまり交付後、もしくは完納後にそこを埋める。あるいは市が肩代わりしたものを、その納税義務者、つまり、健康保険をもらう人が市に持っていくと、そういうような事務のことを考えているという意味ですか。

その二つをもう一回聞かせていただきたいと思います。

○助役（浅見裕康君） いろいろまあ再質問をちょうだいしたわけですが、ご説明は、ペナルティー的な意味で、こういうことをするというものではございませんで、やはり、国保税の納税というものは、こういうことは、やはり全体の一つの御負担によって、まあ健全な運営がされていくんだと、こういうことはまあ当然御承知であるという前提になるかと思ひますけれども、やはり、現実的に非常に滞納も多いというようなこともございますので、そういった意味で、十分その辺の御認識をいただくと、こういう意味で申し上げたわけですが、ペナルティー的な意味で申し上げたつもりはございません。

それから後、事後処理の技術的な問題ですが、こういったものはっきりさせていきたいということを申し上げます。

したけれども、これについては、当然患者を見ていただくお医者さん側のお考え、あるいはお医者さん自体の経営の問題、こういったものも当然かわりを持ってくるわけですが、そういうことを総合的にひとつ検討させていただきまして、事後処理でも処置ができるような、そういった方法を編み出していっていききたいと、こういうふうに、申し上げたわけですが、この辺のところは実質的な問題をとらえれば、いろんな点の難しい点は、ここが発生するとは思ひますけれども、また、担当等の説明も聞きまして、こういった点については一応の処理ができるような、こういう形で臨んでいきたいと、こういうふうに考えております。これらについては、まだ若干時間をちょうだいいたす必要があると思ひますけれども、そういった点で取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（仲村清信君） 暫時休憩いたします。

午前十一時四十二分 休憩

午前十一時四十四分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（岩崎好亮君） そういう制度をとらなかった場合は、結果がどうなのかというような御質問でございます。私の方で、現在やっていて、先ほど申し上げましたように百件ぐらいの方が完納されたということです。もし、やらなかった場合はどうなのかと、こういう御質問になるかと思ひます。

したがって、滞納の効果があつたのかないのかというよう、あるいは税金があつたのかないのかというのは私の方では、なかなかわかり切らないんですが、まあ言を変えて言いますと、そういうことを、いわゆる交付しなかったことによって、ある程度の効果があつたと。いわゆる徴収率というんですか、収納率は上がったというふうには見ております。したがって、先ほど五百九十八件ありまして、百件ぐらいの方が完納されたということでありまして、それが、必ずしも一〇〇％ではないにしても、こういうように交付しなかったものですから、話し合ひで交付してもらって百人の人がいたということは、その分だけ、収納率が上がったのかなあというふうには思ひます。以上です。

○十三番（遠藤洋一君） ほかのところはともかくとして、今のその国民健康保険の交付の問題に関してはですね、やはりもうちょっと考えた方がいいと思うんです。なおかつ、この問題に関しては、二年に一遍やってくるわけです。二年に一遍切りかえになりますから、その間の職員の皆さんの税を納めてもらうための努力というのは、ずっとあるわけです。しかしながら、例えば、さっき言った八千七百七十八世帯に対して窓口交付、つまり、その段階で滞納、何らかの形で滞納している方たちが、全部とかあるいは二年前の一般質問のときに、やはり二年、三年などというすごい場合もあるわけです。それから、途中という場合もいろいろあるでしょうけれども、現実には、交付そのまま四月一日、切りかえ時に手に入らない人が千百九世帯あるという現実には、非常に大きい現実だと思えます。そのことは、必ずまた二年後にやってくるわけです。そのときまでにきちんとした対応がとれるような形、あるいはそのときには、今回の場合には、とにかく二カ月お預けということになってしまった世帯が五百九十八世帯ということですから、それから窓口処理の場合でも、四月一日に済む処理というわけではありませんから期間があるわけで、その間に暫時行っていくわけですから、その間健康保険証を手にすることができないという、非常に生活をしていく上に不備を生ずるわけです。そのことは何度も繰り返し返すようですけれども、そのことが、例えば即そのまま正直に義務を果たしている人とそこが違い過ぎるんだと。だから、渡さないんだということにならないというふうに思った方がいいと思えます。むしろどうやった形をすれば、その滞納がなくなるかという形を、別の努力をすべきだと思えます。さっき言ったように、とにかく保険証さえ人質にしていれば、必ず入るだろうなんて思っていないと思えますよ。しかし、現実には保険証が交付をされないということがあるわけですから、僕は別の形の努力をすべきだと思いますし、助役が再三にわたって、非常に不明確なことを言い続けているわけで、その事後処理に関しては医者側との考え、経営との係わりで、交付の問題、国民健康保険証の配布の問題が成立するとも思っていることがおかしいわけです。国民健康保険証を出しているのは行政側、市側であって、病院の経営との関係なんか全然ないでしょう。そういうことを、言うてもしようにないと思うんですよ。むしろ、そういうことであれば、助役は、要するに事後処理の問題に関しては、健康保険証を持たないで、緊急に治療を受けたい市民の立場ではなくて、そういった場合の支払いその他の処理を考える医者側に立った発言としか思えないんです。そういうことでは僕はまずいと思います。それに関しましては議事録の中にきちんと、助役がどのように考えると言ったことに対して申し送りがなかったのか、知らなかったのかは

知りませんけれども、少なくとも二年経てば同じ事態が発生するわけです。そのときまでに経過も厚生委員会の中で、私どもの革新クラブの大森議員も厚生委員会です。ずっと伺っていくことになると思いますけれども、ぜひ市民の側に立った国民健康保険のあり方というのを考えていただきたい。少なくともそのことについて、そのことがペナルティーであったり、ペナルティーではないというけれども、現実に来ないんですからね。二カ月間でも、その表現としては非常にきつい、一般質問の通告の表現でも非常にきつい取り上げている表現をしましたけれども、現実には手元がないんですから、なければ医者に行けないということが起こることは幾らでも考えられるわけです。それから、滞納している人がお金があり余っているとは思えないんです。そういうことから考えた上で、きちんとした処理が、次の更新時に行われるということを要望して終わりたいと思います。以上です。

○議長（仲村清信君） 次に、十八番小野沢 久君。

（十八番小野沢 久君登壇）

○十八番（小野沢 久君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、横田基地に関係する問題でありますけれども、先ほども質問がありましたE2Cの訓練飛行に対する騒音の関係ですが、今回は、このE2Cとしては五人もの議員が一般質問をする。それだけ市民に与える影響が大きいのではないかと思います。三機で飛んでおりますと、まさに音の切れる切れ間がなく、騒音がいたすわけであり。今回も四月の二十日から五月の三十日までの間、十五日間飛行訓練が行われております。前半の四月に関しては、通告もなしに、訓練が行われているという経過がありますが、多くの騒音に対する苦情も役所の方にも行っていると思います。まさに音の暴力ではなからうかと思えます。一方的にこちらからなんでも聞こえるわけでもないし、石を投げても届かないし、まあ苦情の電話を役所に入れてもどうなる、そういう面ではそれがすぐやむわけでもないし、市長さんが中止要請に行っても、一向にその成果も上がっていないという状況の中で、まさにそういう部分では、音の暴力ではなからうかと思えます。そういう中で、今回のその飛行に對しまして、理事者の対応あるいは飛行件数に、回数については、先ほど答弁がありましたので結構でございますが、市民からの苦情も百十二件あったという答弁がありましたけれども、この中で、苦情の主なものについて内容をお聞かせ願いたいと思います。